株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地ルネサスエレクトロニクス株式会社 代表取締役社長 赤 尾 泰

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただ き、2頁乃至5頁のご案内に従って、議決権を行使いただきますようお願い申しあげ ます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成25年2月22日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地 玉川ルネッサンスシティ ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件(その1)

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

第3号議案 定款一部変更の件(その2)

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、<u>平成25年2月21日(木曜日)午後5時15分までに</u>、到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権の行使について 3 頁乃至 5 頁の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、 平成25年 2 月21日 (木曜日) 午後 5 時15分までに、議案に対する賛否をご登録ください。

5. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書による議決権行使において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使と議決権行使書による議決権行使が重複して行われた場合には、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会で議決権を行使できる当社の他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理人ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

以 上

- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<a href="http://japan.renesas.com/japan.renes

「インターネットによる議決権行使についてのご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

なお、議決権行使サイトには、当社ウェブサイト (http://japan.renesas.com/ir/) からもアクセスできます。

2. 議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、<u>平成25年2月21日(木曜日)午後5時15分まで</u>となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を ご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が、横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
 - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - (b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®
 - ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™および Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
 - ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
 - ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で "ポップアップブロック"機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの "Cookie"使用を許可するようにしてください。
 - エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウオール・プロキシーサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

- ① i モード
- ②EZweb
- ③Yahoo!ケータイ
- ※iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の登録商標、商標またはサービス名です。
- ※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話】 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案乃至第3号議案の上程に至る経緯

当社を取り巻く事業環境におきましては、世界的な金融危機、2年前の東日本大震災やタイ洪水等の自然災害、足元の欧州財政問題の再燃や中国経済の減速、日本と東アジア諸国との関係悪化等、非周期的かつ急激な変化が継続的に発生しており、加えて、長引く円高や日本国内の民生機器市場の急変も強く影響し、極めて厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社は、平成22年4月の経営統合以降、資材の共通化および大量 購入による資材費用の低減、技術資産の統合、絞り込み等による研究開発費の効率化、販売チャ ネルの絞り込み、ITシステムの統合等による販売管理費の低減といった統合シナジーの実現、当 社生産拠点の再編、事業の選択と集中等、各種施策を実行してまいりましたが、平成22年度から 2年連続で大幅な連結当期純損失を計上いたしました。平成24年度におきましても、事業・生産 構造対策や人的合理化施策の実施に伴い、1,500億円の連結当期純損失を計上するとともに、連 結純資産が急速に減少する等、財務基盤が著しく悪化することが懸念される状況にあります。

当社は、当社を取り巻く事業環境の急速な変化に対応できるよう、固定費の大幅な削減と変動費化により機動力のある費用構造への変革を実現するため、平成24年7月に、国内生産拠点のさらなる大幅な再編と早期退職優遇制度を柱とする諸施策を公表し、平成24年10月には、その一環として、早期退職優遇制度を実施した他、当社の完全子会社である株式会社ルネサスハイコンポーネンツの株式等をアオイ電子株式会社に譲渡することで同社と合意し、平成25年1月に譲渡を実行しました。さらに、平成24年9月および10月にかけて、当社の大株主および主要取引銀行から総額970億円の新規資金調達を行った他、長期安定資金確保のため、主要取引銀行をアレンジャーとして、短期借入金を長期化する総額1,611億円のシンジケートローン契約を締結する等、足元の構造対策を確実に実行するために必要となる当面の資金を確保いたしました。

しかしながら、当社が今後ますます厳しくなる事業環境に迅速かつ柔軟に対応し、半導体専業企業としてさらなる成長を遂げるためには、これらの施策に加え、強固な財務基盤を早急に確立し、業績の回復に向けて重点分野への研究開発投資、設備投資、M&A等の成長投資を適時に行うことができる体制を構築することが喫緊の課題となっております。すなわち、財務基盤の観点では、平成24年9月30日時点における当社グループの現金および現金同等物の残高が、月商の約1ヶ月分となる696億円にまで落ち込んでおり、今後、構造対策効果の発現、業績回復に伴う営業キャッシュ・フローの積み上げ等により改善していく見込みですが、その過程において急激な市場構造の変化が生じた場合でも、柔軟な事業運営を行うためには、早急な財務基盤の強化が必要な状況にあります。また、成長投資の観点では、将来の差異化実現のために先行投資を適時に行うことが重要な半導体業界にあって、財務基盤の安定を最優先し、成長投資の抑制を継続することは、当社グループのマーケットシェアの低下等、将来における競争力の確保に与えるリスクが非常に大きくなります。そこで、当社は、世界の厳しい競争で勝ち抜くための成長戦略の実行

に向けた万全な体制をより早期に確立するためには、従来の枠組みにとらわれない迅速な経営判断による抜本的な施策の推進が急務であると考え、そのための必要十分な資金・資本充実の検討を進めてまいりました。

当社では、その資金・資本充実の方法として、多様な調達手段を検討いたしました。これらの調達手段のうち、借入に関しては、大株主および主要取引銀行から借入を行ったばかりであることから、現実的な選択肢となり得ませんでした。公募増資に関しては、東日本大震災以降の当社株価の持続的な下落、当社を取り巻く経営環境の不透明さ、および公募増資が困難な株式市場環境から、当社が必要とする資金・資本を確実に調達することは困難であるとの判断に至りました。また、ライツ・オファリングに関しては、既存株主の皆様への配慮という観点から有望な選択肢として検討したものの、国内ではコミットメント型ライツ・オファリング等の手法が浸透していないことに加え、当社株式の流動性や、手続きに想定される時間等を総合的に勘案し、当社が必要とする資金・資本を確実かつ迅速に調達する方法としては合理的ではないと判断いたしました。その結果、当社といたしましては、必要とする資金・資本を確実かつ迅速に調達するためには、第三者割当増資により資金調達を行うことが最善の策であるとの結論に至りました。

そこで、当社は、国内外の複数の投資家を割当候補先として検討・協議を進めてまいりましたが、その中で、割当候補先の1つである株式会社産業革新機構(以下「産業革新機構」といいます。)から、当社取引先(トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、株式会社ケーヒン、株式会社デンソー、キヤノン株式会社、株式会社ニコン、パナソニック株式会社および株式会社安川電機。以下、総称して「コンソーシアム各社」といいます。)とコンソーシアムを組成し、産業革新機構およびコンソーシアム各社が共同で当社に出資する旨の提案を受けました。

産業革新機構は、産業界や大学の研究室等と広く連携した投資活動等を通じて、既存の業種の枠を超えた次世代産業を創出することを目的として、産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法に基づき平成22年に設立され、日本国政府が約91.02%の株式を保有する官民共同出資の株式会社であります。

当社といたしましては、①産業革新機構の提案が、他の候補先の提案と比較して、当社および当社のステイクホルダーが過大な事業上の制約を負わず、また、その他の資金調達手段と比較して、当社が必要とする多額の資金を、一括して確実かつ迅速に調達できることがより確実であったこと、②コンソーシアム各社は、いずれも製品力、技術力を有する企業であり、これらの会社が当社の株主となることで、より長期的かつ安定的な取引関係・協力関係を構築することが可能となり、当社は、世界No.1シェアのマイコンに代表される競争優位性のある製品力に加え、さらなるコスト競争力、マルチファブを含む安定供給体制を確立、強化できること、また、高品質な製品の安定供給力は、当社が競合他社と差異化を図り、取引先の信頼を獲得するため、ひいてはより多くの受注を獲得するために必要な競争力の源泉であり、当社は、コンソーシアム各社との長期的かつ安定的な取引関係、厳しいご要求への対応を通じて、こうした製品の安定供給力を一層強化できること等から事業シナジーの点で優れていること、③産業革新機構も、当社が事業を

安定的に運営し、成長分野への投資を継続するとともに、将来にわたって優れた製品を供給し続けることの重要性を深く理解いただいていること等を総合的に勘案した結果、中長期的な観点から、当社の企業価値および株主価値の向上に最も資する割当先として、今般、産業革新機構およびコンソーシアム各社を割当予定先とする第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うこととし、平成24年12月10日付でこれらの会社との間で出資契約を締結いたしました。

なお、当該出資契約においては、本第三者割当増資に係る払込みの完了後速やかに、産業革新機構が指名する取締役候補者および監査役候補者を選任する旨の議案を決議するために臨時株主総会を招集すること(ただし、両者が別途合意した場合には、平成25年6月開催予定の当社第11期定時株主総会に取締役候補者および監査役候補者と両者が合意する取締役候補者および監査役候補者を選任する議案を提出すること)、ならびに出資契約締結日から当該決議までの間において、当社および当社子会社の経営・事業に関する一定の重要事項(定款等の変更、株主総会の開催・議案の決定、組織再編、株式等の発行等、10億円以上の第三者からの借入・貸付け等、10億円以上の設備投資、その他取締役会および経営会議の決議事項等)について、産業革新機構の書面による事前の承諾を要すること等を合意しております。

また、割当予定先が平成25年6月開催予定の当社第11期定時株主総会に係る基準日(平成25年3月31日)後に本第三者割当増資に係る募集株式の発行により当社普通株式を取得した場合、当社は、株主の意思を適切に反映させるため、会社法第124条第4項に基づき、割当予定先に対し、当社第11期定時株主総会における議決権を付与することを予定しております。

本株主総会におきましては、当社の将来の飛躍的な発展のために必要不可欠である本第三者割当増資を実施することを第2号議案としてご提案するとともに、第1号議案として、本第三者割当増資の実施のため、当社の現行定款第6条に定める当社の発行可能株式総数を増加させること、また、第3号議案として、今後の当社の事業計画の遂行および財務健全性の確保のため、資本増強による資金調達を機動的に行うことができる状態を維持することを目的として、第1号議案に係る定款変更後の発行可能株式総数をさらに増加させることをご提案いたしております。

当社といたしましては、世界の激しい競争で勝ち抜くための成長戦略の実行に向けた体制をより早期に確立してまいる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒趣旨をご理解いただき、各議案につきましてご承認賜りますようお願い申しあげます。

第1号議案 定款一部変更の件(その1)

1. 提案の理由

本議案は、第2号議案でご承認をお願いいたしております「第三者割当による募集株式発行の件」に基づく募集株式の発行を可能とすることを目的として、当社の現行定款第6条に定める当社の発行可能株式総数を現在の8億株から16億6,800万株に増加させるものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第2号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>8億</u> 株とする。	<u>16億6,800万</u> 株とする。		

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

1. 提案の理由

本第三者割当増資は、「第1号議案乃至第3号議案の上程に至る経緯」(本招集ご通知6頁から8頁まで)に記載のとおり、急激な変化に耐えられる財務基盤の確立、業績の回復に向けた重点分野への研究開発投資、設備投資、M&A等の成長投資を行うことを目的として産業革新機構(割当予定株式数:1,152,917,000株)およびコンソーシアム各社(トヨタ自動車株式会社(割当予定株式数:41,666,600株)、日産自動車株式会社(割当予定株式数:25,000,000株)、株式会社ケーヒン(割当予定株式数:8,333,300株)、株式会社デンソー(割当予定株式数:8,333,300株)、キヤノン株式会社(割当予定株式数:4,166,600株)、株式会社ニコン(割当予定株式数:4,166,600株)、および株式会社安川電機(割当予定株式数:1,250,000株))を割当予定先として行うものであります。

本第三者割当増資による調達資金は、マイコンの先端プロセス開発および開発基盤の標準化に係る投資、生産(試作・量産)に係る設備投資、自動車向け半導体におけるソリューション投資、産業向け半導体におけるソリューション投資、ならびに経営基盤再構築のための開発投資に充当する予定です。

本第三者割当増資に係る払込金額につきましては、産業革新機構から、当社の事業計画の内容の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、最終的に払込金額を1株120円とする旨の提案を受けました。当社は、財務体質・事業基盤の強化および成長資金の確保を迅速に実現することが必要不可欠であるとの認識のもと、当社および半導体業界の置かれた現状に鑑み、資金調達の確実性および迅速性を確保しつつ、当社が必要とする多額の資金を一括して充足できる割当先が限られていること等を勘案し、その提案について、検討・交渉を重ねてまいりました。その結果、①他の候補先からの出資提案との比較優位性、②将来の飛躍的な発展のために十分な成長資金を確実かつ迅速に調達する必要性、③割当予定先への本第三者割当増資の実施が、中長期的な観点からは、企業価値および株主価値の向上に資すると見込まれること、および④当社が本第三者割当増資の払込金額を検討するための参考として取得した第三者機関の株価算定結果を考慮すると、当該払込金額は当社にとって本第三者割当増資を実現するために一定の合理性を有すること等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資は、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものであり、当該払込金額による本第三者割当増資の実施には合理性があるものと判断し、平成24年12月10日開催の当社取締役会において、1 株120円を払込金額と決定いたしました。

なお、当該払込金額(120円)は、本第三者割当増資の取締役会決議日である平成24年12月10日の直前営業日(以下「直前営業日」といいます。)である平成24年12月7日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「終値」といいます。)(299円)に対しては59.9%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(289円)に対しては58.5%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(288円)に対しては58.3%

のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(280円)に対しては57.1%のディスカウントを行った金額となっております。

また、本第三者割当増資により発行される株式の募集規模は、本第三者割当増資の取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数に対し299.68%(小数第三位四捨五入)の希薄化が生じることとなります。当社といたしましては、中長期的に企業価値および株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を一括して確実かつ迅速に調達する必要があると考えており、また、産業革新機構は、本第三者割当増資後、議決権総数の69.16%(小数第三位四捨五入)を保有し、当社の親会社として経営に関与する意向がある中で、本第三者割当増資に係る既存株式の希薄化の規模は、当社の資金需要に対応する出資を確保できるよう割当予定先と交渉を重ねた結果として、決定したものであります。本第三者割当増資により調達された資金は、上述の成長投資に充当する予定であり、製品力の強化を通じた将来的な売上の拡大や粗利益率の向上、非周期的かつ急激な景気変動、構造変化に耐えうる財務および事業基盤の強化等が図られ、中長期的には、当社の企業価値および株主価値の向上に資すると見込まれます。これにより、本第三者割当増資は既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものであり、発行条件等には合理性があるものと考えております。

当社といたしましては、以上のとおり、本第三者割当増資に係る払込金額を含む発行条件には合理性があるものと考えておりますが、当該払込金額は、会社法第199条第3項および日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額に該当すると判断されること、また、本第三者割当増資により発行済株式総数が増加することとなり、株式の大幅な希薄化が生じることから、本募集株式の発行および大規模な第三者割当の必要性につき、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただきたく、お諮りするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行につきましては、第1号議案「定款一部変更の件(その 1)」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といた します。

2. 募集株式発行の内容

募集株式発行の内容は、次のとおりであります。

- (1) 募集株式の種類および数 普通株式 1,250,000,000株
- (2) 払込金額 1株につき金120円
- (3) 払込金額の総額 金150,000,000,000円

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

会社法第445条第1項乃至第3項に基づき、会社計算規則第14条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、その余を資本準備金といたします。

資本金の額 1株につき金60円 (合計:金75,000,000,000円)

資本準備金の額 1株につき金60円(合計:金75,000,000,000円)

(5) 募集方法

第三者割当の方法

(6) 払込期間

平成25年2月23日から平成25年9月30日まで

(7) その他

割当予定先の一部において必要とされる各国競争当局の企業結合に関する許認可等がすべて得られること等を払込みの条件といたします。

第3号議案 定款一部変更の件(その2)

1. 提案の理由

本議案は、今後の当社の事業計画の遂行および財務健全性の確保のため、資本増強による資金調達を機動的に行うことができる状態を維持することを目的として、当社定款第6条に定める当社の発行可能株式総数を、第1号議案「定款一部変更の件(その1)」に係る定款変更後の発行可能株式総数である16億6,800万株から34億株に増加させるものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第2号議案「第三者割当による募集株式発行の件」に基づく募集株式の発行により、当社の発行済株式総数が15億株以上となったことを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

変 更 前 定 款 (注)	変更案		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
16億6,800万株とする。	<u>34億</u> 株とする。		

(注)変更前定款は、第1号議案「定款一部変更の件(その1)」の定款変更の効力発生後のものをいいます。

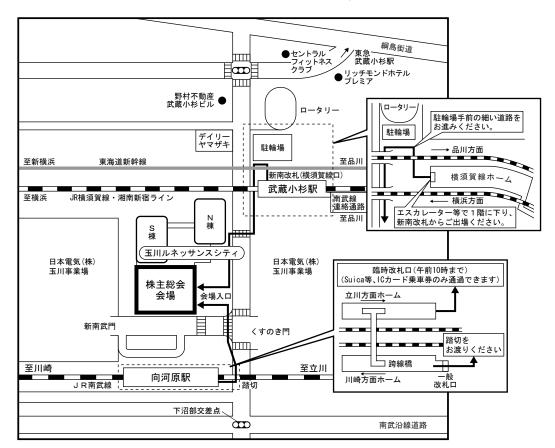
以上

ኦ	Ŧ			
		 	 ·	

ኦ	Ŧ			
		 	 ·	

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地 玉川ルネッサンスシティ ホール



- ●会場まで JR南武線 向河原駅から徒歩3分 JR横須賀線 武蔵小杉駅から徒歩7分
- ※JR南武線武蔵小杉駅および東急武蔵小杉駅からのご来場の場合は 徒歩20分程度必要となりますので、ご注意申しあげます。
- ●駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くだ さいますようお願い申しあげます。